

令和2年2月17日

京丹後市議会

議長 松本 聖司 様

議会改革特別委員会

委員長 谷津 伸幸

## 議会改革特別委員会調査報告書

議会改革特別委員会における調査検討事件について、会議規則第107条の規定に基づき、下記の通り報告する。

記

### 1 調査検討事件

議会の改革を進めるための調査・検討

### 2 設置の目的

京丹後市議会基本条例、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例及び京丹後市議会議員定数条例について趣旨・目的が達成されているかどうか検証し、議会の改革を進めるため調査・検討を行う

### 3 調査検討経過（調査検討等の実施期日及び項目）

- (1) 第1回委員会 平成30年10月3日
- (2) 第2回委員会 平成30年10月15日

- (3) 第3回委員会 平成30年11月8日
- (4) 第4回委員会 平成30年11月26日
- (5) 第5回委員会 平成30年12月6日
- (6) 第6回委員会 平成30年12月18日
- (7) 第7回委員会 平成31年1月21日
- (8) 第8回委員会 平成31年2月1日
- (9) 第9回委員会 平成31年2月12日
- (10) 第10回委員会 令和元年5月9日
- (11) 第11回委員会 令和元年5月27日
- (12) 第12回委員会 令和元年6月7日
- (13) 第13回委員会 令和元年6月14日
- (14) 第14回委員会 令和元年6月26日
- (15) 第15回委員会 令和元年7月25日
- (16) 第16回委員会 令和元年8月26日
- (17) まちづくり委員会との懇談会 令和元年8月26日
- (18) 第17回委員会 令和元年8月28日
- (19) 第18回委員会 令和元年9月5日
- (20) 第19回委員会 令和元年9月19日
- 中間報告 —————
- (21) 第20回委員会 令和元年9月27日
  - ① 政務活動費について
- (22) 第21回委員会 令和元年10月8日
  - ① 政務活動費について
- (23) 第22回委員会 令和元年10月28日
  - ① 京丹後市議会会議規則について
- (24) 第23回委員会 令和元年11月28日
- (25) 第24回委員会 令和元年12月2日
  - ① 陳情第24号 京丹後市議会議員の定数削減に関する陳情書

- (26) 第25回委員会 令和元年12月9日
  - ① 京丹後市議会議員の報酬について
- (27) 第26回委員会 令和元年12月16日
  - ① 陳情第24号 京丹後市議会議員の定数削減に関する陳情書
  - ② 陳情第29号「京丹後市の自治本旨の実現のため」条例の前向き改正を求める
- (28) 第27回委員会 令和2年1月8日
  - ① 京丹後市議会議員の報酬について
- (29) 第28回委員会 令和2年1月22日
  - ① 京丹後市議会議員の報酬について
  - ② 陳情第29号「京丹後市の自治本旨の実現のため」条例の前向き改正を求める
- (30) 第29回委員会 令和2年1月29日
  - ① 京丹後市議会議員の報酬について
- (31) 第30回委員会 令和2年2月5日
  - ① 京丹後市議会基本条例等について

#### 4 調査検討の結果

##### 【総括】

委員会では、議会基本条例の運用を含めた検証し、改正案を策定することとした。議員定数及び議員報酬並びに政務活動費については、アンケート調査及び市民との懇談会を実施し検討した。さらに、議員報酬については、議員の身分に関することから報酬審議会に第三者機関としての意見を求め、検討を重ねた。

##### 【議会基本条例の主な改正（案）について】

議会基本条例については、より分かりやすい条文への改正と、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日公布・施行）の施行を受け、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思・民意が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができる社会の実現に向けた議会の姿勢を示すため、前文の一部改正と男女共同参画等を「議会の環境整備」の

条項として追加した。(京丹後市議会基本条例(平成19年条例第55号)新旧対照表を参照)

さらに、「議会の環境整備」条項に関連し、出産に伴う会議の欠席に関して産前産後等における期間を明記するため、議会会議規則の「欠席の届出」の条項を改正した。(京丹後市議会会議規則(平成16年議会規則第1号)新旧対照表を参照)

#### 【議員定数条例の改正について】

中間報告では、特別委員会として、定数削減と現状維持の意見が拮抗したことから、議員定数についての採決はせず両論併記とした。

その後、議員定数22人を20人に改める「京丹後市議会議員定数条例の一部を改正する条例の提出について」が、議員有志により提案された。12月定例会において可決され、次期選挙において議員定数が20人となることが決定した。

#### 【議員報酬条例の改正について】

議員報酬について、報酬審議会へ意見を求めることを決定。諮問するにあたって、「一定の議論を出して諮問してはどうか」という意見もあったが、「答えをもって諮問する意味があるのか」という意見もあり、最終的には、結論を持たずに諮問した結果、別紙の通り答申を受けた。

答申を受け、現状維持並びに月額2万円減の条例改正に意見集約され、採決の結果、月額2万円減の改正(案)となった。

採決の結果を受け、「今の議員だけで決めるのではなく、新しい議会で改めて議員報酬について議論がしてほしい」との意見が出された。

#### 【政務活動費条例について】

政務活動費については、現状の執行状況が平均63.6%と低い。これは本市の条例がグレーゾーンを排した完全後

払い制度であること、他市の条例と比べ使い勝手が悪いことに起因する。しかしながら、グレーゾーンを排した完全後払い制度は、市民への説明責任ということで、他市に先駆けた制度であることから改正せず、運用において政務活動費をさらに有効に活用することとした。

また、政務活動費の運用基準については、報酬審議会の答申にあった附帯意見及び市民アンケート等を踏まえ、議員の政務活動の見える化を図るため、より使いやすくなるよう運用の拡充について改めて検討する必要がある。

## 5 調査検討の主な意見（中間報告以降）

### （1）議員報酬について

報酬審議会の答申を受け、現状維持並びに報酬減とする主な意見。

#### ① 現状維持

- 「市民に活動が伝えられていない」ことは反省しながら改善していかなければならない。「しっかり活動しましょう」という政務活動だったが、4万円の引き下げでは逆行する。答申の削減論拠は薄い。議会は、多様な議員で構成されなければならない、報酬は少なからず多様な議員をつくっていくための条件の一つ。安易な減額はふさわしくない。市民感覚として議員報酬が高いということは、議員は受けとめて、それを踏まえた活動をする必要がある。地方分権が進む中で、議員活動の領域も拡大している。今までの非常勤職員と同様の役務対価としての報酬という考え方から、住民意思の把握などの諸活動もあって議員の専門化も進んできている。生活給に近い形での適正な水準が必要ではないか。
- 平成30年の全国市議会議長会の調査で、5万人から10万人未満の平均議員報酬は39万1,400円、最高が61万6,000円、最低が26万6,000円と差がある。今年度の全国市議会議長会で、今後も多様な人材の市議会への参画を促すため議員報酬の引き上げ等を促進する財政支援を国に対して求めたいとの年頭挨拶もある。本市は普通の水準だと考える。議員としての活動の幅や取り組みが広がり、専門化が進み、経済的な活動基盤の強化が求められる中で引き下げるべきではない。
- 現状の議員報酬額は高過ぎない。仮に4万円削減となると府下の市政の自治体で議員報酬が最下位になる。

これは職員のラスパイレス指数が府下の自治体で現状最下位であるのと同じ。市民アンケートは、議員活動に対する市民の評価と密接に関係した評価であり、市民に議員活動がよく見えて、高く評価されていれば、報酬が高過ぎるという結論にはならないのかもしれない。報酬に見合った議員活動ができているのかどうか、その評価の結果だ。一方で、市町村議会議員の専門化も次第に増えており、議員報酬は、専門として議員活動を行うとして、生業として成り立つ、最低限の額が保障されるべき。但し、報酬審議会に諮問した以上、その答申を真摯に受けとめるということは基本としている。

## ② 2万円減

- 報酬審議会の答申を尊重した上で5%相当の2万円減額。まちづくり委員会、アンケート結果をもとに報酬審議会で出された答申結果は尊重すべきものである。特別委員会で出た課題を肝に銘じながら次の4年間で動き、改めて報酬カットなのか増額なのかという議論すべき。
- 報酬審議会に諮問した答申を尊重すべき。報酬審の出した4万円を自主的なカットだが、定数22名のときに報酬審の議論がなされている。来期から20名となり、議員の活動範囲が広がっていく。「フットワーク良く、資質も上げて欲しい」という期待も込めて2万円程度で抑えたほうがいい。
- 報酬は安易に下げるべきではない。報酬審の答申も尊重すべきだが、諮問に出したときと前提が変わっており、期限を2年間と決め、一旦2万円減額で様子を見る。新しい議会で再度どうかというのを議論してもらいたい。
- 報酬審議会の答申は尊重すべき。全国市議会議長会での標準的な報酬の指針の考え方があるが、自治体により違いがある。面積、人口など類似団体を調べると、平均は34万3,500円で答申の額と大きく違わない。4万円減もあり得るが、結論を出さないといけないので2万円減額に賛成する。

## (2) 政務活動費について

### ① 運用上の課題についての意見

- 調査研究、研修の成果発表としての広報と市民の声を聴く広聴が必要。

- 広報、広聴が使えていないことで、議員活動が見えにくい。
- 市内旅費が出ないことで、日常の広聴活動の使い道がない。
- 広報に対して軸足が置けていない。もう少し会派で努力すべきであり、内容は視察等にとどめるべき。
- 成果を会派に留めず、広く市民に還元することが必要であり、広報活動に重点を置けるようにすべき。
- 決済の間隔が広く、もう少し早く精算しても良いのではないか。
- 会派での支払いであるので、個人の考えが反映されにくい。
- 会派では誰の責任となるかが難しい。個人支給にしても良い。
- 見直しについて按分は慎重であるべき。

#### ② 報酬審議会の附帯意見に対する意見

- 政務活動費については使いやすさや増額も含めた検討、必要なものは適正に活用していけばどうか。ということだが、これを審議する前に、議員が検証してきた内容をいかに市民に伝えていけるか、政務活動費を使った見える化を図っていただきたい。政務活動費が使いやすいような方法も一考すべき。一例として、個々の会報が出せるような内容等もあってもしかるべきではないか。
- 政務活動費をより広く使えるように議論を進めていくべき。見える化を図るのであれば、広報等のチラシの出し方など縛りがもう少し緩和できるよう、より幅広く視野を広げて議論すべき。
- 議員活動を保障するという意味から、議員報酬を下げた分は政務活動費で考えていくということも必要ではないか。
- 政務活動費の額を上げる検討はする必要はない。

### (3) 議会基本条例について（追加意見）

#### ① 陳情・請願について

- 陳情が比較的手軽に出せるという状況の中、近年では内容が不明瞭な陳情が増えており、他の審査に対しても影響を及ぼすのではないかと少し危惧する。

- 本市では陳情を請願とほぼ同等に扱うこととしており、陳情・請願権は保障しなくてはならない。その上で、運用として陳情を受けるかどうか、整理できるのではないのか。
- 陳情というのは、議員の心を動かし、議会を動かすような内容があつてしかるべき。様式のようなものを取り入れないと何でもありの陳情になっていっているような気がする。
- 陳情される方の意欲をそいだり、妨げたりするようなことはあつてはならないが、陳情される以上、基本的な事項については確認しておくべきで、最低限の様式や要件を定めたらどうか。